

## 4章 トカゲハゼの保全方針

### 4.1 基本方針

本指針におけるトカゲハゼ保全にあたっての基本方針は以下に示すとおりである。

- ・平成7年の計画策定以降のトカゲハゼ保全に関する知見を再整理し、周知すること
- ・事業者、港湾管理者、県民が、それぞれの立場からトカゲハゼへの保全に取り組むこと
- ・円滑な港湾整備やその他の開発事業とトカゲハゼ保全のバランスを図ること

本指針に示す保全に向けた対策については、港湾整備等の開発事業実施時のみならず、自然環境保全の観点からより積極的な保全を実施する場合にも活用できる。

中城湾全体で顕著な個体数の減少や生息環境の悪化が確認された場合、関係機関で連携し、トカゲハゼの保全または回復に必要な対応を検討する。

### 4.2 想定される関係者の役割

#### 4.2.1 開発を行う事業者の役割

本指針では、事業者が事業規模に関わらず、事業に伴う環境対策としてトカゲハゼ保全に取り組むこととし、その際には本指針を参考に事業場所・規模・事業実施時期に応じ、保全対策やモニタリングの実施など、トカゲハゼの保全に関する取り組みについて検討を行った上で、事業を実施する。

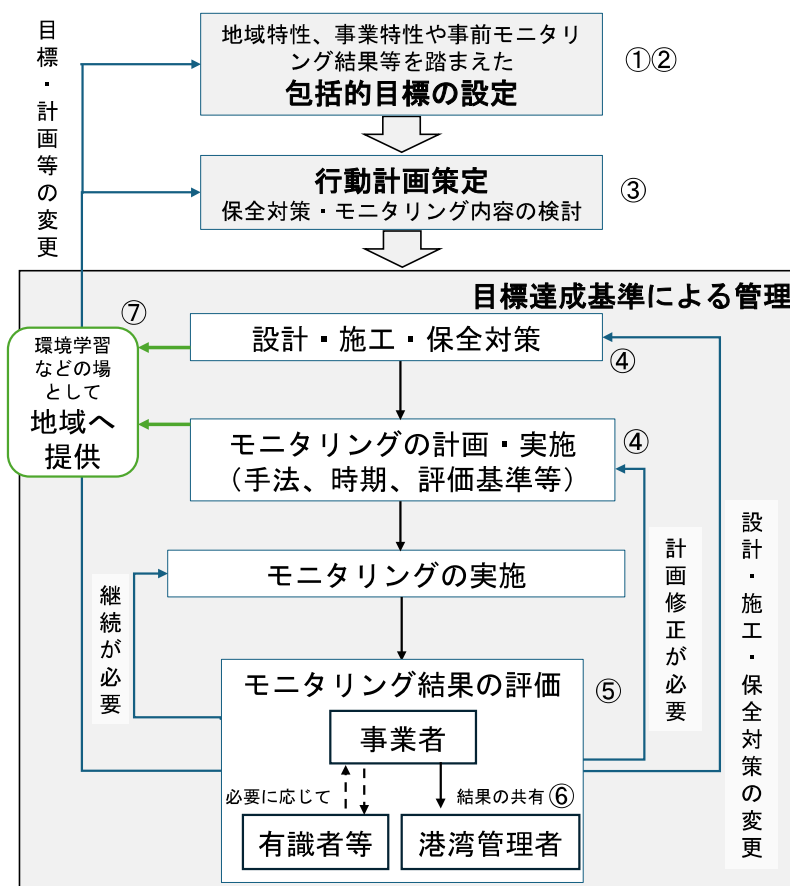
以下に、順応的管理の考え方も踏まえた事業者のトカゲハゼの保全に関する取り組みに関する検討の流れを示す(参考イメージ図 4-1)。ここでの順応的管理は、各事業において事業実施前からトカゲハゼ保全に関する取り組みとして包括的目標や行動計画を検討し、事業実施箇所や周辺でのモニタリング結果を踏まえ、必要に応じて行動計画の見直しを実施しながら、事業の円滑な実施とトカゲハゼの保全のバランスを図っていくことを指す。

なお、参考として具体的な事業を想定した検討の具体例を資料編4として整理した。

- ① 地域特性として事業実施区域およびその周辺の環境やトカゲハゼの生息有無を本指針2～3章やその他の既存文献などを踏まえ確認する。
- ② 地域特性および事業特性(工事内容、想定される埋立地、浚渫等の海域の改変の程度、その他の構造物、埋立地の存在等)を踏まえ、特に事業実施区域内において既存文献等でトカゲハゼの生息が確認された場合や生息可能性のある泥質干潟等が分布している場合、工事の着手前にトカゲハゼの生息状況や生息環境等を把握するために、工事着手前のモニタリングを実施し、トカゲハゼ保全に向けた包括的目標を設定する。
- ③ 事業の実施に当たっては、事業特性を踏まえ、p5-15に示すトカゲハゼの生活史への影響の検討結果を参考に、想定される工事中や整備後のトカゲハゼへの影響を検討する。影響検討結果および包括的目標から、保全対策(5章参照)およびモニタリング計画(6章参照)等の具体的な行動計画を検討し、工事前に必要な保全対策を実施する。
- ④ 工事中や整備後においても、行動計画に基づき保全対策を実施する。また、トカゲハゼへの影響を把握することを目的として、モニタリングを実施し、結果を整理する。保全対策の実施状況およびモニタリング結果を包括的目標と照らし合わせ、必要に応じて行動計画の見直し等を行う。  
(次ページへ続く)

#### 4章 トカゲハゼの保全方針

- ⑤ モニタリングにおいて、生息地の悪化や個体数の激減等がみられ、事業による影響が想定される場合、追加の保全対策など必要な対応を検討する。対応の検討にあたっては、必要に応じて、有識者へのヒアリング等を実施する。
- ⑥ 港湾管理者と保全対策の実施状況やモニタリング結果等を共有する。
- ⑦ 保全対策の実施状況等について、環境教育の場として地域や学校等に提供することで、学習支援をすることも可能と考えられる。



注: 図中の番号は前述のイメージ内容の番号と対応している。

図 4-1 事業者の実施内容イメージ

また、順応的管理の実施イメージとして、新港地区の事例を次ページおよび図 4-2 に示す。なお、詳細な検討結果や保全対策の内容については、p5-31~37 に示す「5.2.4 保全対策事例(4):新たな生息地の創出」および p5-23~26 に示す「5.2.2 保全対策事例(2):外来種(ヒルギダマシ)対策」に記載した。

- (ア) 工事前のモニタリング等で、事業実施区域および周辺にトカゲハゼの生息を確認した。
- (イ) 事業の実施にあたって、工事中および埋立地の存在により、生息地の消失や潮流・水質等の生息環境の変化による影響が懸念されたため、人工干潟の試験造成、モニタリングとしてトカゲハゼの生息数や生息環境の調査を実施することとした。
- (ウ) 調査結果に基づき、人工干潟の試験造成を行った。
- (エ) 造成した人工干潟においてモニタリングを行ったところ、生息環境として好ましくない状況が確認された。モニタリング結果を踏まえ、造成後の人工干潟の改良やその後造成する人工干潟の形状変更等について検討し、新たな試験造成地に反映した。
- (オ) これにより、現在、新港地区は、中城湾港の主なトカゲハゼの生息地の一つとなっている。
- (カ) その後、試験造成地や周辺にヒルギダマシが繁茂し、トカゲハゼの生息環境として好ましくない状況が確認され、新港地区におけるトカゲハゼの生息数も減少した。
- (キ) 対策案を検討し、有識者から構成される「中城湾全体におけるトカゲハゼ保全対策報告検討会」の意見も踏まえ、ヒルギダマシの駆除を実施した。駆除状況およびトカゲハゼの生息状況等のモニタリング結果を再度同検討会において議論し、追加的な駆除やより効果的な駆除方法の検討を行い、複数年にわたり継続的に対策を実施した。
- (ク) その結果、新港地区におけるトカゲハゼの生息数は回復した。現在もトカゲハゼの生息状況のモニタリングの中でヒルギダマシの繁茂状況を確認し、対策実施の必要性等について、都度検討を行っている。

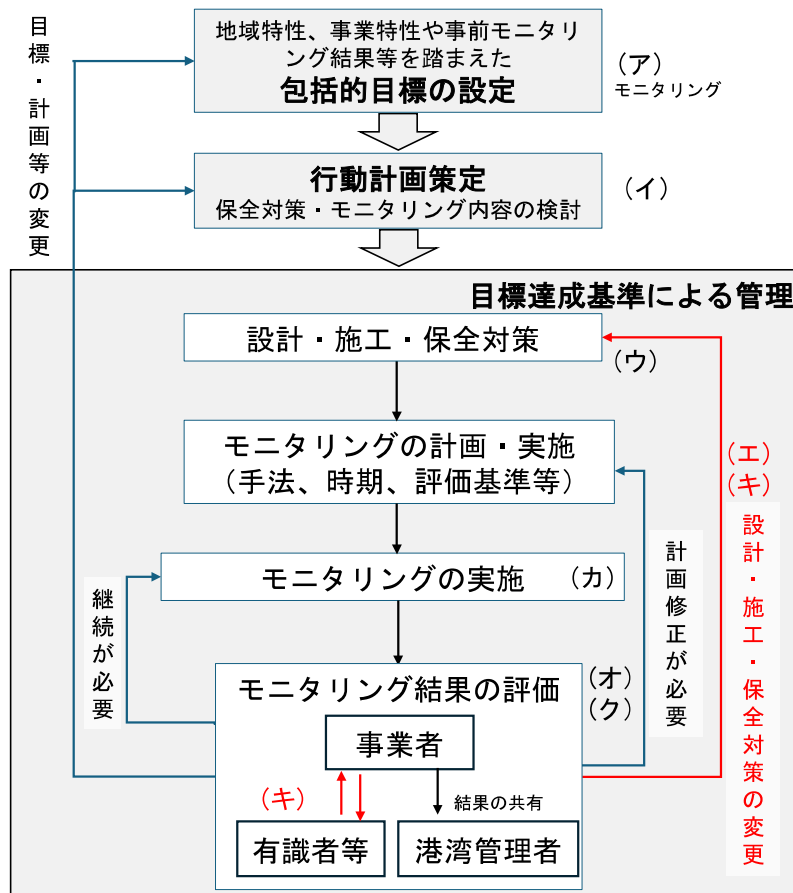


図 4-2 新港地区の事例と順応的管理の関係性

## 4章 トカゲハゼの保全方針

事業実施にあたっては、下記の関係法令や関連計画も参考に検討を実施する。また、法令および条例の対象事業となる場合には、適切に手続きを実施するとともに、モニタリングや保全対策の検討にあたっては、本指針を参考とし適切にトカゲハゼへの保全に取り組む。

- ・港湾法、中城湾港長期構想および中城湾港港湾計画
  - ・環境影響評価法および沖縄県環境影響評価条例
  - ・公有水面埋立法
- 等

また、トカゲハゼの保全にあたっては、中城湾港全域において連携した取り組みが重要となることから、保全対策の実施状況やトカゲハゼの調査結果等を港湾管理者と共有し、港湾管理者が可能な範囲で沖縄県のホームページ等で公開することで、より効果的な保全が可能になると考えられる。

### 4.2.2 港湾管理者の役割

---

港湾課理者は、本指針が適切に活用されるよう広く周知する。

港湾管理者は、港湾内における事業実施状況、トカゲハゼ保全対策の実施状況やモニタリング結果等について、共有された情報をとりまとめ、可能な範囲で沖縄県のホームページ等で公開するなどして、広く周知することでより効果的な保全を図る。

港湾計画策定時などにおいては、中城湾港全域におけるトカゲハゼの生息地での現地調査等を実施するなど現況把握を行い、調査結果を適宜公開する。

### 4.2.3 県民の役割

---

県民は本指針を活用し、トカゲハゼが日常の暮らしと密接な関わりがある干潟を主な生息地としており、保全が必要な種であることを認識し、中城湾の保全に関連する取り組みに参加することなどがあげられる。また、今後指針に則り各事業者がトカゲハゼの保全対策を実施していくと考えられることから、保全対策の取り組みを認知することで、より効果的な保全・監視につながると考えられる。

特に中城湾沿岸の地元住民については、「中城湾港港湾環境保全計画」においても環境保全の取り組みが記載されていることも踏まえ、環境教育や関連する取り組み(事例として市民モニタリングなど)へ積極的に参画することやトカゲハゼ保全に関連する取り組みを実施することがあげられる。



令和7年度 沖縄県地域環境センター環境啓発活動



図 4-3 環境学習の事例(左上)<sup>1</sup>および関連する取り組み(市民モニタリング)事例(右上)<sup>2</sup>  
中城湾での実際取り組み例(下)<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 出典:浦添市ホームページ「カーミーの生き物調べ『体験学習会』参加者募集!!」(2025年9月4日閲覧)

<sup>2</sup> 出典:環境省ホームページ「モニタリングサイト1000 ギャラリー」(<https://www.biodic.go.jp/moni1000/gallery.html>) (2025年9月4日閲覧)

<sup>3</sup> 出典:沖縄県地域環境センターホームページ「令和7年度『佐敷干潟 自然観察会(6/22)』参加者募集のお知らせ」(2025年9月4日閲覧)

